# 統一特許裁判所（UPC）控訴裁判所、欧州特許に関する国際裁判管轄のアプローチを判示

２０２６ 年 ６ 月 １１ 日
JETRO ﾃﾞｭｯｾﾙﾄﾞﾙﾌ事務所

統一特許裁判所（UPC）控訴裁判所は、2026 年 6 月 2 日、欧州特許（欧州特許条約に基づき付与される特許）に関する国際裁判管轄のアプローチを判示した。

（国際裁判管轄の考え方の整理）

- 被告の所在地に基づいてブリュッセル I 改正規則第 4 条の管轄権を有する場合、EU 域外の裁判所の方が審理に適した裁判地であるという理由で管轄を拒否することは妨げられる。この考え方は、BSH 対 Electrolux 事件において欧州連合司法裁判所（CJEU）によって支持されている（9.）。
- UPC 締約国以外の国での欧州特許に基づいた侵害又は救済措置であって、被告が当該欧州特許の無効を主張している場合：
  - → EU 又はルガーノ条約に関係する国で有効化された欧州特許（EU/LC EPs）の場合、ブリュッセル I 改正規則第 24 条(4)及びルガーノ条約第 22 条(4)に基づき、裁判所は当該欧州特許の有効性については評価せず、侵害訴訟の裁判管轄を失わない。
  - → EU にもルガーノ条約にも関係しない国で有効化された欧州特許（non-EU/LC EPs）の場合、裁判所は当事者間の手続きとして特許の有効性を評価することができ、その特許に基づいて侵害訴訟の決定を下すことができる（12.）。

（裁判所で実施される実際のアプローチ）

- 無効訴訟が提起されたときは、裁判所は、裁判管轄を有しないことを宣言する（14.）。
- 侵害訴訟が提起され、特許が有効な場合には侵害が成立するが、特許は無効であると考えられる場合、裁判所は、まず、特許権者に対して侵害訴訟を取り下げるように勧告する（15.）。
  - → 侵害訴訟が取り下げられず、EU/LC EPs の場合、被告に各国の国内裁判所にて無効訴訟を提起する機会を与える。
    - → 既に国内裁判所に無効訴訟が係属しているか、被告が新たに無効訴訟を提起した場合、国内裁判所による無効訴訟の最終決定が下されるまで、侵害訴訟の手続きを停止する。
    - → 国内裁判所に無効訴訟が係属しておらず、被告が新たに無効訴訟を提起しなかった場合、裁判所は特許が有効なものとみなし、

侵害訴訟の決定を下す（16.）。

→ 侵害訴訟が取り下げられず、non-EU/LC EPs の場合、そうしない特段の理由がない限り、侵害訴訟は却下される（17.）。

- 侵害訴訟が提起され、特許が有効であり、侵害が成立すると考えられるとき、裁判所は、適切かつ不当な遅延を回避すべき場合であり、国内裁判所によって特許が有効と判断される合理的かつ無視できない可能性があると認める場合、命令を含む決定を下すことができる。ただし、国内裁判所において特許の全部又は一部が無効と判断されないことを条件とする。

  → 国内裁判所が特許を有効と判断した場合、命令を含む決定は（特許の全部又は一部が無効と判断されないという）条件付きで維持される。国内裁判所で特許が有効との最終的な決定が下された場合、UPC の差止命令は恒久的なものとなる。

  → 国内裁判所が特許の全部又は一部を無効と判断した場合、UPC の決定は効力を失う。

    → 国内裁判所の判断から 2 か月以内に、特許権者は、国内裁判所での最終決定が出るまで UPC での手続きを停止することを求めることができる（18.）。

＜参考：ブリュッセル I 改正規則（仮訳）＞

第 4 条

1. 本規則に別段の定めがある場合を除き、加盟国に住所を有する者に対しては、その国籍に関係なく、当該加盟国の裁判所に訴えを提起することができる。

2. （略）

第 24 条

以下の手続については、当事者の住所にかかわらず、次の加盟国の裁判所が専属管轄権を有する。

(1) ～ (3) （略）

(4)特許、商標、意匠、またはその他の寄託又は登録を必要とする類似の権利の登録または有効性に関する訴訟については、それが訴訟として提起されるかまたは防御の手段として提起されるかにかかわらず、寄託または登録が申請された、又は行われた、もしくは欧州連合の法律または国際条約の条項に基づき行われた加盟国の裁判所。

1973 年 10 月 5 日にミュンヘンで署名された欧州特許条約に基づく欧州特許庁の管轄権を妨げることなく、各加盟国の裁判所は、当該加盟国に対して付与された欧州特許の登録または有効性に関する訴訟について専属管轄権を有する。

(5) （略）

＜参考：ルガーノ条約（仮訳）＞

第 22 条

(1) ～ (3) （略）

(4) 特許、商標、意匠、その他寄託又は登録を要する類似の権利の登録又は有効性に関する手続（その問題が訴えとして提起されるか、又は抗弁として提起されるかを問わない。）については、当該権利の寄託若しくは登録の出願が行われた国、寄託若しくは登録が行われた国、又は共同体法若しくは国際条約の規定に基づき寄託若しくは登録が行われたものとみなされる国であって、本条約に拘束される国の裁判所が管轄権を有する。

1973 年 10 月 5 日にミュンヘンで署名された欧州特許の付与に関する条約に基づく欧州特許庁の管轄権を妨げることなく、本条約に拘束される各国の裁判所は、当該国について付与された欧州特許の登録又は有効性に関する手続（その問題が訴えとして提起されるか、又は抗弁として提起されるかを問わない。）について、当事者の住所にかかわらず、専属的管轄権を有する。

(5) （略）

－UPC 控訴裁判所の出した判決等は、以下参照 －

（判決, UPC_CoA_312/2025, UPC_CoA_333/2025, UPC_CoA_880/2025, UPC_CoA_882/2025）

https://www.unifiedpatentcourt.org/sites/default/files/files/api_order/Decision%20312%2C%20333%2C%20880%20and%20882-final%202%20June%20signed%20%28P%29.pdf

－国際裁判管轄に関する欧州知的財産ニュース等は、以下参照－

- 欧州連合司法裁判所（CJEU）、他の EU 加盟国や第 3 国の特許侵害の争いに対する管轄権について判決（2025 年 4 月 1 日）（PDF）

（以上）